

意を構成すること、その合意が千九百六十四年九月二十日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告が受領された日から二箇月を経過する日まで効力を存続するものとする。こと並びに千九百五十五年六月十三日付け交換公文によつて効力を生じ、かつ、千九百六十年十一月八日付け交換公文によつて修正された数次査証の相互付与に関する両国政府間の取極がこの取極によつて終了させられることを提案する光榮を有します。

(8) 本大臣は、前記の提案が日本国政府にとつて受諾しうるものであることを閣下に通報し、並びに閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成すること、その合意が千九百六十四年九月二十日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告が受領さ